

令和3年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度福島県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
収 入				
第1款 流域下水道事業収益	6,703,190千円	△3,384千円	28,454千円	6,728,260千円
第1項 営業収益	4,414,308千円	△1,045千円	13,454千円	4,426,717千円
第2項 営業外収益	2,288,882千円	△2,339千円	15,000千円	2,301,543千円
支 出				
第1款 流域下水道事業費用	8,213,539千円	△3,384千円	28,454千円	8,238,609千円
第1項 営業費用	7,671,031千円	△3,384千円	28,454千円	7,696,101千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額332,395千円は、過年度分損益勘定留保資金1千円、当年度分損益勘定留保資金332,394千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
収 入				

第1款 資本的収入	2,957,286千円	△1,863千円	115,304千円	3,070,727千円
第1項 企業債	465,400千円	△1,800千円	21,800千円	485,400千円
第2項 補助金	1,293,908千円	0千円	72,000千円	1,365,908千円
第4項 負担金等	412,646千円	△63千円	21,504千円	434,087千円
支 出				
第1款 資本的支出	3,289,681千円	△1,863千円	115,304千円	3,403,122千円
第1項 建設改良費	2,143,478千円	△1,863千円	115,304千円	2,256,919千円

(企業債の補正)

第4条 企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前	補 正 前	補 正 前	補 正 前
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	465,400千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

補 正 後

既 提 出

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	463,600千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

今 回 提 出

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	485,400千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

の利率)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
職 員 給 与 費	221,561千円	△5,247千円	△1,742千円	214,572千円

令和3年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
支出				
第1款 工業用水道事業費用	2,991,841千円	△11,437千円	△2,249千円	2,978,155千円
第1項 営業費用	2,861,812千円	△11,437千円	△2,249千円	2,848,126千円

（資本的支出の補正）

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,606,363千円は、過年度分損益勘定留保資金707,956千円及び当年度分損益勘定留保資金898,407千円で補填するものとする。）。

科目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
支出				
第1款 資本的支出	3,933,218千円	7,586千円	△134千円	3,940,670千円
第1項 建設改良費	2,497,901千円	7,586千円	△134千円	2,505,353千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
職 員 給 与 費	297,676千円	△8,632千円	△2,383千円	286,661千円

令和3年度福島県地域開発事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
支出				
第1款 地域開発事業費用	68,835千円	△649千円	△53千円	68,133千円
第1項 営業費用	33,707千円	△649千円	△53千円	33,005千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
職員給与費	7,971千円	△529千円	△53千円	7,389千円

令和3年度福島県立病院事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和3年度福島県立病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
支出				
第1款 病院事業費用	7,575,374千円	△63,150千円	△24,807千円	7,487,417千円
第1項 医療費用	7,306,703千円	△63,150千円	△24,807千円	7,218,746千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
職員給与費	3,920,386千円	△63,810千円	△24,807千円	3,831,769千円